

令和元年 5 月

定例教育委員会議案

臼杵市教育委員会

令和元年5月定例教育委員会付議議案 目次

報告第8号	専決処分の承認を求めることについて-----1 (教職員(小・中学校)の内申について)
第18号議案	令和元年度補正予算(6月定例市議会)について-----2
第19号議案	臼杵市学校給食センター調理等業務委託事業者選定審査委員会設置要綱の 制定について-----3
第20号議案	消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の 制定について-----5
第21号議案	臼杵市社会教育委員の委嘱について-----9
第22号議案	臼杵市公民館運営審議会委員の委嘱について-----10
第23号議案	臼杵市就学支援委員会委員の変更に伴う任命について-----11
第24号議案	臼杵市就学支援委員会調査部会調査委員の変更に伴う任命について-----12

第19号議案

臼杵市学校給食センター調理等業務委託事業者選定審査委員会設置要綱の制定について

臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第6号）第1条第2号の規定に基づき議決を求める。

令和元年5月29日提出

臼杵市教育委員会教育長 斎藤克己

臼杵市教委告示第4号

臼杵市学校給食センター調理等業務委託事業者選定審査委員会設置要綱

（設置）

第1条 臼杵市学校給食センター調理等業務委託に係る公募型プロポーザルの実施に際し、提案事業者から提案された内容を公平公正な立場で審査し、対象事業の目的を達成するため、臼杵市学校給食センター調理等業務委託事業者選定審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌業務）

第2条 委員会は臼杵市学校給食センター調理等業務に係る公募型プロポーザルに関する次の事項を所掌する。

- （1）提案の審査に関すること。
- （2）委託事業者の候補者の選定に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は教育長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は次に掲げるものとし、市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 識見を有する者

(2) 職員のうちから市長が指名する者

6 委員の任期は、当該選定が終了するまでとする。

7 委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委員の責務)

第4条 委員は、公正かつ公平に審査等を行わなければならない。

2 委員は、直接間接を問わず、臼杵市学校給食センター調理等業務に係る企画提案の募集に関する応募に参画してはならない。

3 委員が前項の応募に参画したことが判明したときは、委員会は、当該応募を審査対象外とするものとする。

4 委員は、審査等の過程において知り得た情報を公開してはならない。

(委員会の会議)

第5条 委員会は、委員長が召集し、議長となる。

2 委員会は、原則非公開とし、その委員の過半数が出席しなければ委員会を開くことができない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

理 由

臼杵市学校給食センター調理等業務委託に係る公募型プロポーザルの実施に際し、提案事業者から提案された内容を公平公正な立場で審査する委員会を設置する必要があるため。

第20議案

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備 に関する条例の制定について

臼杵市文化財保護条例の一部を改正することについて、議会の議決を必要とするので、下記議案を提出することについて臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年教育委員会規則第6号）第1条第9号の規定に基づき議決を求める。

令和元年5月29日提出

臼杵市教育委員会教育長 齋藤 克己

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

令和元年6月4日提出

臼杵市長 中野 五郎

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に 関する条例

※教育委員会に関係しない第1条（臼杵市庁舎等使用料条例の一部改正）～第20条（臼杵市川登地区基幹集落センター条例の一部改正）まで略。

（臼杵市立学校施設使用条例の一部改正）

第21条 臼杵市立学校施設使用条例（平成17年臼杵市条例第196号）の一部を次のように改正する。

別表中「324円」を「330円」に、「108円」を「110円」に改め、同表の備考を次のように改める。

備考 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とみなして使用料を計算する。

(臼杵市民会館条例の一部改正)

第22条 臼杵市民会館条例（平成17年臼杵市条例第148号）の一部を次のように改正する。

別表の1の項の表中

「	17,380	28,290	34,660	45,680	62,960	80,350	
	26,020	42,440	52,050	68,470	94,500	120,520	
	34,660	56,590	69,440	91,260	126,030	160,700	
	38,230	62,200	76,460	100,440	138,670	176,900	
	20,840	33,910	41,680	54,750	75,600	96,440	
	31,210	50,860	62,530	82,080	113,400	144,610	
	41,680	67,820	83,370	109,510	151,200	192,880	
	45,790	74,730	91,690	120,520	166,420	212,220	
	4,320	4,860	8,100	9,180	12,960	17,280	
	5,180	5,830	9,720	11,010	15,550	20,730	」を

「	17,710	28,820	35,310	46,530	64,130	81,840	
	26,510	43,230	53,020	69,740	96,250	122,760	
	35,310	57,640	70,730	92,950	128,370	163,680	
	38,940	63,360	77,880	102,300	141,240	180,180	
	21,230	34,540	42,460	55,770	77,000	98,230	
	31,790	51,810	63,690	83,600	115,500	147,290	
	42,460	69,080	84,920	111,540	154,000	196,460	
	46,640	76,120	93,390	122,760	169,510	216,150	
	4,400	4,950	8,250	9,350	13,200	17,600	
	5,280	5,940	9,900	11,220	15,840	21,120	」に

改める。

別表の2の項の表中「810円」を「820円」に、「320円」を「330円」に、「860円」を「880円」に改める。

別表の3の項の表中「540円」を「550円」に改める。

(旧丸毛家屋敷条例の一部改正)

第23条 旧丸毛家屋敷条例（平成17年臼杵市条例第210号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「1,080円」を「1,100円」に改める。

(臼杵市歴史資料館条例の一部改正)

第24条 臼杵市歴史資料館条例（平成25年臼杵市条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表中「320円」を「330円」に、「640円」を「660円」に改める。

(臼杵市公会堂条例の一部改正)

第25条 臼杵市公会堂条例（平成17年臼杵市条例第67号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「1,620円」を「1,650円」に、「820円」を「830円」に、「320円」を「330円」に、改める。

別表第2中「1,080円」を「1,100円」に、「540円」を「550円」に、「320円」を「330円」に、「1,620円」を「1,650円」に改める。

(臼杵市公民館条例の一部改正)

第26条 臼杵市公民館条例（平成17年臼杵市条例第202号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の項の表中「1,080円」を「1,100円」に、「540円」を「550円」に、「260円」を「270円」に、「210円」を「220円」に改める。

別表第2の2の項の表中「1,290円」を「1,320円」に、「640円」を「660円」に、「210円」を「220円」に改める。

別表第3の1の項の表中「2,160円」を「2,200円」に改める。

別表第3の2の項の表中「210円」を「220円」に改める。

(臼杵市野津吉四六ランド施設条例の一部改正)

第27条 臼杵市野津吉四六ランド施設条例（平成17年臼杵市条例第174号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「540円」を「550円」に、「3,780円」を「3,850円」に、「320円」を「330円」に改める。

別表第2中「3,730円」を「3,800円」に改める。

別表第3第5条第1項各号に掲げる行為をする場合の項中「10円」を「11円」に、「500円」を「550円」に改め、同表の備考を削る。

(臼杵市体育施設条例の一部改正)

第28条 臼杵市体育施設条例（平成17年臼杵市条例第206号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「540円」を「550円」に、「108円」を「110円」に、「2,

160円」を「2,200円」に、「324円」を「330円」に改める。

別表第3中「864円」を「880円」に、「540円」を「550円」に、「8,640円」を「8,800円」に、「5,400円」を「5,500円」に、「108円」を「110円」に、「216円」を「220円」に改める。

(臼杵山内流游泳所条例の一部改正)

第29条 臼杵山内流游泳所条例(平成17年臼杵市条例第207号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「2,160円」を「2,200円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の各条例の規定は、施行の日以後の利用に係るものについて適用し、同日前の利用に係るものについては、なお従前の例による。

理 由

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い、使用料、手数料等の改定を行う必要があるため提出する。

第 2 1 号議案

臼杵市社会教育委員の委嘱について

臼杵市社会教育委員を委嘱することについて、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成 1 7 年教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 1 3 号の規定に基づき議決を求める。

令和元年 5 月 2 9 日提出

臼杵市教育委員会教育長 齋藤 克己

令和元年 5 月 3 1 日付で任期を迎える臼杵市社会教育委員を、社会教育法 第 1 5 条及び臼杵市社会教育委員条例（平成 1 7 年条例第 2 0 1 号）第 3 条の規定に基づき、令和元年 6 月 1 日付けで下記のとおり委嘱する。

記

委嘱する者 別紙のとおり

任期 令和元年 6 月 1 日～令和 3 年 5 月 3 1 日

理 由

社会教育法及び臼杵市社会教育委員条例による委員を委嘱し、臼杵市社会教育方針を定め、社会教育を実践する必要があるため提出する。

第 2 2 号議案

臼杵市公民館運営審議会委員の委嘱について

臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成 1 7 年臼杵市教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 1 3 号の規定に基づき議決を求める。

令和元年 5 月 2 9 日提出

臼杵市教育委員会教育長 齋 藤 克 己

社会教育法（昭和 2 4 年法律第 2 0 7 号）第 3 0 条及び臼杵市公民館条例（平成 1 7 年条例第 2 0 2 号）第 8 条の規定に基づき、下記の者に臼杵市公民館運営審議会委員を委嘱する。

記

委嘱する者 別紙のとおり

任期 令和元年 6 月 1 日～令和 3 年 5 月 3 1 日

理 由

臼杵市公民館運営審議会委員の任期が満了となり、引き続き任命する必要があるため。

第23号議案

臼杵市就学支援委員会委員の変更に伴う任命について

臼杵市就学支援委員会委員を任命することについて、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年教育委員会規則第6号）第2条の規定に基づき報告し承認を求める。

令和元年5月29日提出

臼杵市教育委員会教育長 齋藤 克己

臼杵市就学支援委員会委員に欠員が生じたため、臼杵市就学支援委員会規則第3条及び第4条の規定に基づき、下記の委員を任命する。

記

	氏名	年齢	性別	住所	所属	備考
1	いそべ かずよし 磯邊 和芳	52	男	臼杵市	調査部会代表	教諭
2	やまもと えいこ 山本 英子	55	女	臼杵市	調査部会代表	教諭
3	わかばやし けいこ 若林 啓子	60	女	臼杵市	臼杵市役所 子ども 子育て課	家庭児童相談員
4	やまさき さえか 山崎 冴香	32	女	臼杵市	臼杵市役所 子ども 子育て課	保健師
5	ごとう のりかず 後藤 徳一	52	男	臼杵市	臼杵市教育委員会	学校教育課長

委嘱期間 平成30年6月1日～令和2年5月31日

理由

臼杵市就学支援委員会委員が欠員となり、前委員の残任期間とする補欠委員を任命する必要があるため。

第24号議案

臼杵市就学支援委員会調査部会調査委員の変更に伴う任命について

臼杵市就学支援委員会調査部会調査委員を任命することについて、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年教育委員会規則第6号）第2条の規定に基づき報告し承認を求める。

令和元年5月29日提出

臼杵市教育委員会教育長 齋藤 克己

臼杵市就学支援委員会規則第7条の規定に基づき、令和元年6月1日付けで下記の者に臼杵市就学支援委員会調査部会調査委員を任命する。

記

	氏名	年齢	性別	住所	所属	備考
1	ごとう 後藤 <small>のりかず</small> 徳一	52	男	臼杵市	臼杵市教育委員会	学校教育課長
2	あだち 足立 <small>かずひろ</small> 和寛	48	男	臼杵市	臼杵市教育委員会	学校指導主事
3	かまた 鎌田 <small>ゆか</small> 由夏	46	女	臼杵市	臼杵市立北中学校	教諭
4	いそべ 磯邊 <small>かずよし</small> 和芳	52	男	臼杵市	臼杵市立西中学校	教諭
5	あべ 阿部 <small>ゆうみ</small> 優美	56	女	臼杵市	臼杵市立東中学校	教諭
6	のだ 野田 <small>こうじ</small> 幸司	59	女	臼杵市	臼杵市立野津中学校	教諭

7	みやぞの 宮園 美姫	32	女	臼杵市	臼杵市立佐志生小学校	教諭
8	のむら 野村 翔子	28	女	臼杵市	臼杵市立下ノ江小学校	教諭
9	よしだ 吉田 志穂	56	女	臼杵市	臼杵市立海辺小学校	教諭
10	あいこう 愛甲 千秋	58	女	臼杵市	臼杵市立下北小学校	教諭
11	うえお 上尾 泰裕	62	男	臼杵市	臼杵市立上北小学校	教諭
12	しゅとう 首藤 みどり	52	男	臼杵市	臼杵市立市浜小学校	教諭
13	ちよう 長 京子	51	女	臼杵市	臼杵市立福良ヶ丘小学校	教諭
14	やまもと 山本 英子	55	女	臼杵市	臼杵市立臼杵小学校	教諭
15	とくまる 徳丸 通康	52	男	臼杵市	臼杵市立川登小学校	教諭
16	ひらの 平野 みちる	42	女	臼杵市	臼杵市立野津小学校	教諭
17	ひがし 東 賢作	49	男	臼杵市	臼杵市立南野津小学校	教諭
18	なかむら 中村 由美子	37	女	臼杵市	臼杵市立臼杵南小学校	教諭

任期

平成30年6月1日～令和2年5月31日

理由

臼杵市就学支援委員会規則による委員を委嘱し、臼杵市就学支援委員会調査部会を開催する必要があるため。